

JARA 発第 18-63 号
平成 18 年 10 月 12 日

公認スポーツ指導者各位

社団法人日本ボート協会
普及委員長 渡邊孝憲
担当委員 岡本昌一
(公印省略)

平成 18 年度公認スポーツ指導者ボート義務研修会開催のご案内

平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、先の(財)日本体育協会による公認指導者制度改定を契機に、日本ボート協会は登録更新に必要な義務研修の開催を制度化いたしました。これは、指導現場に役立つ知識の習得、情報交換の場を設け、登録指導者の資質向上を図る事を目的とするもので、資格の登録更新を希望する者は4年間の有効期間内に、最低1回の受講もしくは、当該研修会の講師、または発表者として参加することを義務付けるものです。

今般、岩手県ボート協会の協力をえて、東北地区及び周辺地域の公認スポーツ指導者の皆様を対象に、平成 18 年 12 月 3 日(日)、当該義務研修会を別紙開催要項の通り開催いたします。受講を希望される方は 11 月 20 日(月)午後 5 時までに当協会事務局へお申し込みください。

また、当該研修会は、東北地区以外の公認スポーツ指導者の皆様はもとより、資格は持たずとも、地域でボート競技の安全と普及・強化活動に携わる指導的な立場にある皆様も受講できます。ぜひお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

[補足] 新制度への移行期間として、平成 20 年(2008 年)3 月 31 日迄に資格更新をされる方については、当該義務研修を受講されなくとも、従来通り(財)日本体育協会、もしくは、都道府県体育協会が登録更新の義務研修とみなして開催する、研修会やセミナーを受講されていれば更新できます。

それ以降に資格更新を迎えられ更新を希望される方は、日本ボート協会が独自で開催する義務研修と日本体育協会ならびに都道府県体育協会が資格更新の義務研修とみなして開催する研修会の両方を、4 年間の有効期間内に 1 回以上受講しなければなりません。

■ 別添

- ・ 平成 18 年度公認スポーツ指導者ボート義務研修(東北地区)開催要項
- ・ 参加申込書